



うるぎ大運動会 大玉おくり

主な内容

令和3年度 決算概要	2～4
議会だより	5～6
長野労働局からのお知らせ 他	7
社会保険料控除（国民年金） 他	8
ご当地ナンバー	9
阿南警察署からのお知らせ 他	10
インボイス制度説明会のお知らせ 他	11
うるぎダイアリー	12

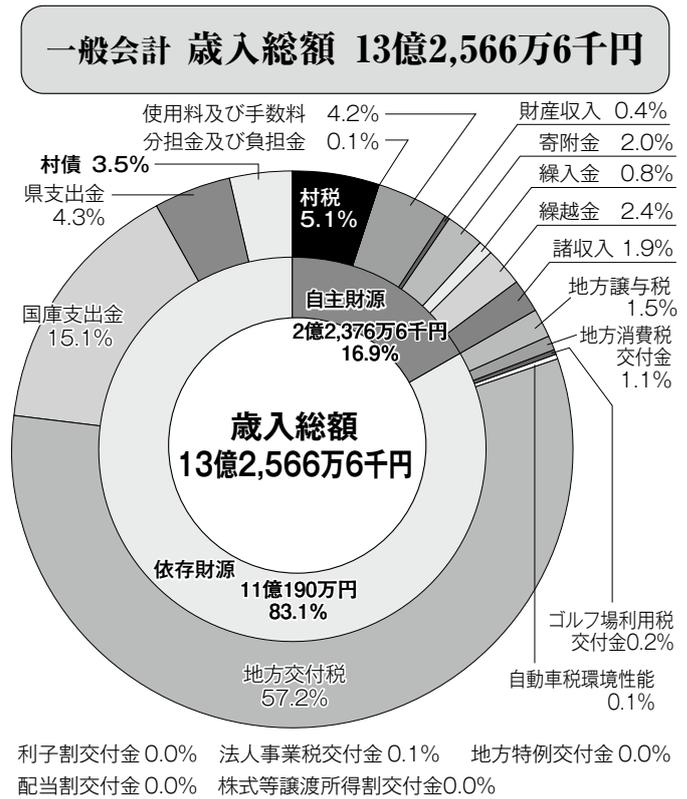


令和3年度 決算概要

令和3年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は17億7,365万1千円、歳出総額17億474万6千円でした。

(単位:千円)

区 分	R3決算額	対前年比	
		増減額	増減率
村 税	67,804	△ 352	△ 0.5
地方譲与税	19,282	213	1.1
利子割交付金	24	△ 7	△ 22.6
地方消費税交付金	14,511	1,090	8.1
ゴルフ場利用税交付金	3,041	187	6.6
自動車税環境性能割交付金	872	64	7.9
法人事業税交付金	598	458	327.1
地方特例交付金	454	△ 86	△ 15.9
配当割交付金	201	62	44.6
株式等譲渡所得割交付金	219	60	37.7
地方交付税	758,616	112,177	17.4
分担金及び負担金	1,031	△ 224	△ 17.8
使用料及び手数料	55,005	5,015	10.0
国庫支出金	199,945	45,644	29.6
県支出金	57,404	△ 42,271	△ 42.4
財産収入	5,305	△ 2,948	△ 35.7
寄附金	26,324	18,865	252.9
繰入金	11,168	△ 58,498	△ 84.0
繰越金	31,640	3,697	13.2
諸収入	25,489	△ 3,277	△ 11.4
村 債	46,733	△ 23,951	△ 33.9
合 計	1,325,666	55,918	4.4



主な増減の要因

(単位:千円)

区 分	増減額	主 要 因 (数値は増減)
地方交付税	112,177	普通交付税 99,817、特別交付税 12,000
国庫支出金	45,644	地方創生テレワーク交付金 42,080
県支出金	△ 42,271	社会資本整備総合交付金 △ 46,032
寄付金	18,865	企業版ふるさと納税 14,900、一般寄付金 3,978
繰入金	△ 58,498	減債基金 △ 53,840
村 債	△ 23,951	過疎対策事業債 △ 25,700、臨時財政対策債 6,327

基金(貯金)残高

(単位:千円)

会 計	R3決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	667,216	76,697	13.0
特 別 会 計	144,689	△ 1,137	△ 0.8
合 計	811,905	75,560	10.3

村債(借金)残高

(単位:千円)

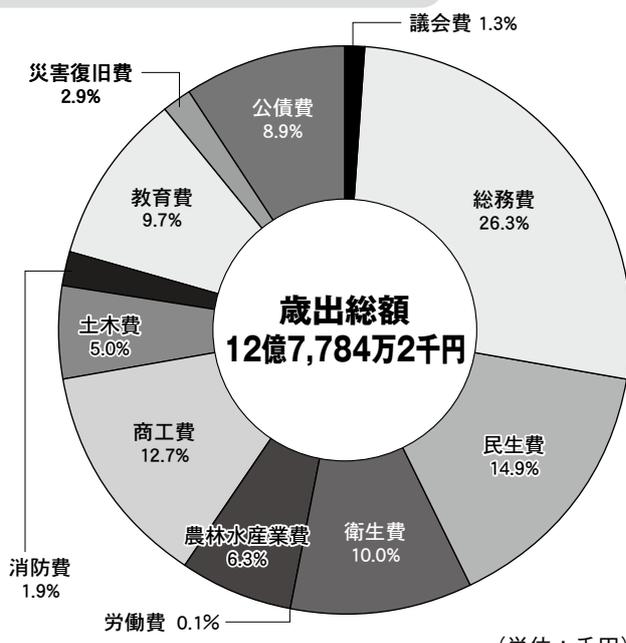
会 計	R3決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	769,511	△ 66,074	△ 7.9
特 別 会 計	414,003	△ 44,450	△ 9.7
合 計	1,183,514	△ 110,524	△ 8.5

一般会計 歳出総額 12億7,784万2千円

目的別

(単位：千円)

区分	R3決算額	対前年比	
		増減額	増減率
議会費	16,081	53	0.3
総務費	336,128	104,154	44.9
民生費	190,153	31,403	19.8
衛生費	127,856	△28,891	△18.4
労働費	681	△395	△36.7
農林水産業費	80,557	6,786	9.2
商工費	162,773	△9,045	△5.3
土木費	64,113	△66,823	△51.0
消防費	23,995	△25,058	△51.1
教育費	124,479	4,926	4.1
災害復旧費	37,022	13,472	57.2
公債費	114,004	9,153	8.7
合計	1,277,842	39,735	3.2



主な増減の要因

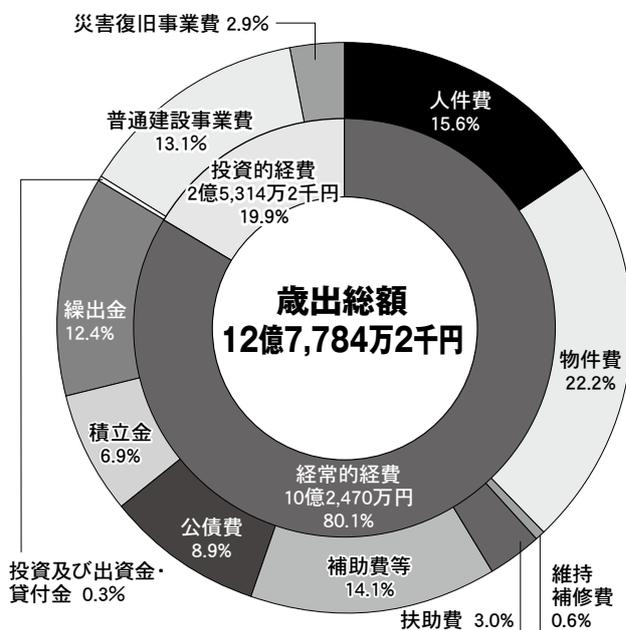
(単位：千円)

区分	増減額	主 要 因 (数値は増減)
総務費	104,154	財政調整基金等積立金 83,869、CATV伝送路改修設計 8,360、高度無線環境整備 26,351
民生費	31,403	新型コロナウイルス感染症対策事業 19,308、子育て世帯臨時特別給付金 6,200
衛生費	△28,891	直診会計繰出金 △23,817
土木費	△66,823	村道改良 △46,189、橋梁修繕 △20,229
消防費	△25,058	防災倉庫建設 △16,500、防災行政無線更新 △7,568

性質別

(単位：千円)

区分	R3決算額	対前年比	
		増減額	増減率
人件費	199,952	△7,374	△3.6
物件費	283,753	18,796	7.1
維持補修費	7,471	△329	△4.2
扶助費	38,433	13,677	55.2
補助費等	179,804	△4,830	△2.6
公債費	114,004	9,153	8.7
積立金	88,299	76,642	657.5
繰出金	158,888	△28,075	△15.0
投資及び出資金・貸付金	3,240	880	37.3
普通建設事業費	166,976	△52,277	△23.8
災害復旧事業費	37,022	13,472	57.2
合計	1,277,842	39,735	3.2



●地方消費税引き上げ分の用途について

地方消費税引き上げによる地方消費税交付金の増収分は、地方税法に基づき全て老人福祉費へ充当しています。

『歳入』

地方消費税引き上げによる地方消費税交付金の増収分 7,802千円

『歳出』

(単位：千円)

事業名			経費	財源内訳		
(款)	(項)	(目)		特定財源	一般財源	
						地方消費税交付金(引き上げ分)
民生費	社会福祉費	老人福祉費	78,372	4,691	7,802	65,879

会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名	歳 入			歳 出			
	R3決算額	対前年比		R3決算額	対前年比		
		増減額	増減率		増減額	増減率	
一 般 会 計	1,325,666	55,918	4.4	1,277,842	39,735	3.2	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	70,104	15,617	28.7	65,760	16,176	32.6
	直営診療所特別会計	39,905	△ 24,734	△ 38.3	39,189	△ 24,112	△ 38.1
	水道事業特別会計	77,695	△ 1,357	△ 1.7	73,516	△ 5,036	△ 6.4
	後期高齢者医療特別会計	8,751	△ 34	△ 0.4	8,752	△ 33	△ 0.4
	下水道事業特別会計	68,189	679	1.0	67,044	△ 466	△ 0.7
	介護保険特別会計	126,983	△ 10,226	△ 7.5	116,452	△ 14,289	△ 10.9
	介護サービス特別会計	56,358	2,682	5.0	56,191	3,092	5.8
合 計	1,773,651	38,545	2.2	1,704,746	15,067	0.9	

財 政 指 標 状 況

(単位：%・千円)

項 目	R3	R2	説 明
財政力指数	0.12	0.12	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	4.0	4.1	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5%が望ましい。
経常収支比率	77.3	87.1	財政構造の弾力性を判断する指数、通常70%程度に収まることが妥当。
標準財政規模	724,486	644,326	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

財 政 健 全 化 判 断 比 率

指 標	比 率	説 明	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の特別会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0%	40.0%
実質公債費比率	11.7%	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道特別会計	下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。

議会だより

売木村議会定例会

令和4年第3回売木村議会定例会が9月12日から21日までの10日間の会期で開催されました。付議事件23件が上程され、いずれも原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

報告

- ①令和3年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- ②令和4年度売木村一般会計補正予算(第2号)について
(コロナ対応臨時特別給付金)

決算認定

令和3年度一般会計、特別会計(7会計)の決算についてはいずれも認定されました。決算内容はP24のとおりです。

条例

補正予算

- ①職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- ②職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ③売木村村営住宅の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ④令和4年度売木村一般会計補正予算(第3号)について
(21,769千円増額)
(村有林立木売却収入10,324千円、学校施設修繕工事5,272千円)
- ⑤令和4年度売木村国民健康保険特別会計(国民健康保険事業)補正予算(第2号)について
(10,824千円増額)
(財政調整基金積立金6,655千円)
- ⑥令和4年度売木村国民健康保険特別会計(診療施設事業)補正予算(第1号)について
(493千円増額)
(オンライン資格確認システム委託429千円)

- ⑦令和4年度売木村簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
(1,570千円増額)
(漏水修理工事等1,540千円)
- ⑧令和4年度売木村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
(100千円増額)
(施設修繕工事250千円)
- ⑨令和4年度売木村介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)
(290千円増額)
(通所介護サービス派遣職員負担金290千円)
- ⑩令和4年度売木村介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)
(290千円増額)
(通所介護サービス派遣職員負担金290千円)
- ⑪令和4年度売木村介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)
(290千円増額)
(通所介護サービス派遣職員負担金290千円)
- ⑫令和4年度売木村介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)
(290千円増額)
(通所介護サービス派遣職員負担金290千円)

一般質問

5番 後藤智治議員

①道の駅南信州うるぎの指定管理者が不在となり、地場産品の直売のみ村営で対応していますが、食事や食べ物を提供することができない道の駅であり、魅力がなく集客施設としての機能を満たすものではありません。今後、施設の充実に向けての考えをお伺いします。

また、地場産品の直売事業も売り場の配置や出荷品の搬入経路などは、売り場の担当者個人の考えでなく、出荷者の意見を聞き入れ、使い勝手の良い売り場にすべきであると同時に、営業時間についても本年の実績を参考に検討しても良いと思います。

今後の道の駅南信州うるぎの活性化と有効利用についてお伺いします。なお、このような地域住民の産業振興のための施設の指定管理者の指定についての考え方も併せて伺います。

村長答弁

4月から運営している中で、来店者の足を止め、購買

その他

村道路線認定について(大牧花の元線、道仙沢線)可決

人事

教育委員会委員任命につき同意
松村経子氏 同意

意欲を高めるためにも食堂がないのは大きなマイナスです。そんな中、5月の連休だけでも「母ちゃん食堂」を連休限定でランチ営業をしたところ。夏場になり料理職人をお願いして金曜日からは月曜日まで、体調が万全でない中、ご協力していただき営業をさせていただきました。農産物の直売も食堂の営業も働いていただける人がいない中での運営でありましたので、人のやりくりが大変だったと思います。が、良くやってくれました。今のところ食堂は11月の秋色感謝祭までの営業で土、日、月、祝日を予定しております。

売り場の配置や搬入経路につきましては、コロナ渦の中であり、少しでもお客さんとの接触機会を少なくするためには、裏口からの搬入は良かったと思っております。レジの位置につきましても外の商品に目配りができるのは今の場所が良いのではと言っております。

今年4月から8月までの総売り上げをみますと1,899万円で米と野菜の売り上げが1,077万円となっております。売り上げの約57%を

占めております。昨年度の直売の売り上げを10%ほど上回りました。急遽、直営として立ち上げましたが、1,000万円を超す村の農産物が道の駅で販売できたことは、生産者を始め道の駅スタッフの努力のお陰であります。

指定管理者につきましては、民間感覚で創意工夫をして活性化を図り誘客につなげてほしいと思いい指定管理者制度を導入しましたが、秋口後半から春先までの期間がネックとなり民間の創意工夫だけではどうにもならないことを痛感しております。コロナの影響もありますが、冬場の営業が負担となり、安定した収入が得られないのが大きな問題で、継続ができない、応募されても取り下げられる等、指定管理者制度が道の駅運営に適しているのかは、難しいところではありますが、次期の指定管理者についても公募をしていきたいと準備をしているところでもあります。

今年度は急遽の措置でありましたので道の駅の運営につきましては、皆さんから色々な指摘がありました。応募が無いことも想定されますので、来年も村の直営で運営す

る場合は、私の思いとしては出荷者組合のような組織が立ち上がり、その皆さんで直売所を運営されていけば、売場のレイアウトも出荷者で考え、変更もでき、スタッフも出荷者で担うなど皆で話し合いながら運営できると思えます。そんな組織が自主的に立ち上がることが望ましいところであります。来年も村の直営で運営する場合も考え、指定管理者の公募も並行して村直営の場合の運営について検討していきたいと思っております。

2番 小林智臣議員

①令和4年8月9日、茶白山ゴルフ倶楽部が地方裁判所に民事再生手続開始の申し立てを行った旨、通知が届き驚いたところでもあります。当面営業は継続するというところで雇用の面からも一安心しているところではあります。何分、相手のあることなので、どのような事態になるか分かりませんが、今後、地代や利用税などの収入が見込まれなくなり、村の財政運営に少なからず影響が出るかと思われませんが、様々なケースを考慮し最善の方法を選択していただ

きたいと思えます。

また、現地での説明会を開催すると聞きましたが、参集範囲はどのくらいなのか分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

村長答弁

8月15日に債権者説明会が名古屋市であり、民事再生手続も申し立て代理人弁護士から説明がありました。ここに至った理由については、茶白山ゴルフ場の豪雨災害による営業休止で収入がない中、退会者への預託金の返還が難しくなったことが理由のようであります。現状、退会者には退会6年後から10年かけて分割で預託金の返還をしているとのこと。今後は、裁判所から債権者届出用紙が送付されてきておりますので届出をします。その後、財産の評価、調査を経て再生計画案の提出がされ、債権者集会が招集され計画案に対する可否の決定がされることとなります。

9月9日にゴルフ場の民事再生を進める弁護士が地権者への説明に村にみえましたので、茶白山ゴルフ場の地権者にお集まりをいただき、議

長も同席していただき話を伺いました。再生計画については、災害の復旧をしてゴルフ場として利用するまでには数億円以上かかることから、ゴルフ場としての継続は難しいと考えているようです。清算型再生計画案では収入を得る施設でなければならぬので、案としては太陽光発電施設として用地、建物を譲る考えもあるようです。太陽光発電施設につきましては、数社より問い合わせがあるようであります。

ゴルフ場の大部分の土地の地権者は村でありますので、村の承諾なしでは勝手に進めることはできないとの説明もありました。村の意向にそぐわない施設であれば反対できることだと思えます。再生計画が認められなかった場合は破産となります。とは言え、老朽化してきている広大なゴルフ場の土地をそのまま返還されても災害の温床になりかねないので、村としても今後の再生計画を注視して話をしていきたいと思っております。

村からの出資状況は株券、預託金で茶白山ゴルフ倶楽部が760万円、ブナの嶺

ゴルフ倶楽部が100万円となっており。また、土地貸付料は年額で茶白山が591万円、ブナの嶺が335万円、土地貸付料で926万円、固定資産税が両方で298万円です。また、ゴルフ場利用税も令和3年度決算で292万円となっております。毎年、約1,500万円がゴルフ場からの収入となっております。議員ご指摘のように自主財源が少ない中、毎年収入が見込まれていた財源が確保できないことは、村にとっては打撃であります。

なお、会員の権利についてはありますが、清算型で再生すると預託金の返還はできないようであり、6年据え置き、10年分割払いのようであり、まとめて返還されることはないようです。プレー権については預託金とは切り離して考えており、茶白山ゴルフ倶楽部の会員は営業を継続するブナの嶺ゴルフ倶楽部の会員としてプレーできることにすることです。今後の再生計画をみて議会の皆様と相談をしていきたいと思っております。

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和4年10月1日から時間額908円に改正されます。この機会に、ご確認ください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

【お問い合わせ先】

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室（☎026-223-0555）または最寄りの労働基準監督署へ

【助成金に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室（☎026-223-0560）

キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課（☎026-226-0866）



相続登記忘れていませんか？

所有者不明の土地の発生を防ぐため、令和6年4月から相続登記が義務化されます。過去に発生した相続についても適用されます。

司法書士会飯田支部では、相続、遺言、不動産・会社・法人の登記、成年後見、多重債務関係などに関する無料法律相談会を開催しますので、お気軽にご相談ください。

会 場：飯田市橋南公民館（りんご庁舎3階）

日 時：毎月第3土曜日 午後1時から午後3時

お問い合わせ

長野県司法書士会飯田支部

☎ 0265-49-8537



マイナンバーカード申請しませんか？

○カードのメリット

- ・保険証として利用できます！
- ・本人確認書類として利用できます！
- ・ご自身のマイナンバーの証明書となります！

○令和5年1月末までに申請された方に1,000円分の商品券（またはクオカード）プレゼント中！

お問い合わせは役場総務課（0260-28-2311）まで！

※上記取り扱いは売木村に住民票を有する方のみを対象にしています。

皆様のご協力により
8月の申請率 全国一位(20.51%)
になりました！
今後とも引き続き
ご協力をよろしく
お願いします。

ありがとうございます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対 象 者
①	令和4年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます)

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

自治体DX推進に向けて登用される複業人材が決定しました。

株式会社Another worksが提供するマッチングサービスを活用し、デジタル実装による業務の効率化等を図る「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進にご協力いただける専門的知識を持ったアドバイザー1名を選定しました。住民生活の利便性の向上や業務の効率化等に向けて、DXの活用にも助言等をいただきながら検討していきます。



DXアドバイザー／小林 慎一郎氏／プロデュースハウス Sync Japan

【プロフィール】

京都大学工学部電子工学科卒業後、朝日放送に入社し、ラジオ～テレビの編成～番組制作にあたる。テレビ朝日衛星放送開発室部長として郵政省等とBSデジタル立ち上げに注力し、そのまま2000年にBS朝日編成部長として陣頭指揮。その後もデジタル関連の新規事業を次々と成功させ、2017年春独立。プロデュースハウスSync Japanを立ち上げ、多くの事業のプロデュースやコンサルティングに携わっている。

ご当地ナンバーの実現に ご理解とご協力をお願いします

南信州広域連合



南信州広域連合では、飯田下伊那の地域名を表示した新しいご当地ナンバーの実現を目指す取組を行っています。

「ご当地ナンバー」について

●ご当地ナンバーとは

地域の要望に応じて、新たな地域名表示のナンバープレートを定めることができる制度です。

長野県内では、2006年に「諏訪ナンバー」が誕生しています。

●どんな目的なのか

- ・「動く広告塔」効果と言われ、南信州ナンバーの車が県外を走行することにより、地域の知名度向上が期待され、地域ブランド及び観光や産業振興の発展につながります。
- ・地元ナンバーができることで、地域への愛着心を高め、一体感を醸成します。
- ・地元ナンバーが表示されることで、運転マナーや安全運転の意識の向上につながります。

●いつから付けられるのか

- ・国等への手続きが済み導入が決まれば、令和7年5月頃から新しいナンバープレートの交付が開始される予定です。それ以降に新しい自動車等（126cc以上のバイク含む）を購入する場合は、全て新しいナンバープレートが交付され、従来の「松本」ナンバーの交付は、行われなくなります。

●新しいご当地ナンバープレートには3つの種類が予定されています。

- ① 図柄なし ② 図柄入り（モノクロ） ③ 図柄入り（カラー）

- ・図柄デザインは、今後、ご当地ナンバー導入取組の中でデザイン等を検討していきます。
- ・図柄入りのナンバーは希望により選択することが出来ます。（カラーの場合には交付手数料+寄付金が必要となります）



ご当地ナンバー導入に対する住民意識調査の結果について

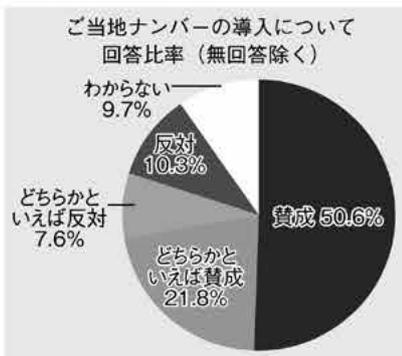
ご当地ナンバーの導入を検討するにあたり、8月に飯田下伊那在住の方を対象として、4,393人に対してアンケートを実施しました。（1,525人回答）

①ご当地ナンバーの導入について

賛成：766人 どちらかと言えば賛成：331人
 反対：156人 どちらかと言えば反対：115人
 わからない：147人

②希望する地域名表示について

南信州：890人 飯田：364人 その他：114人



今後の進め方について

今後は、ご当地ナンバー推進協議会を設立し、地域名表示はアンケートで希望が多かった「南信州」を基本に国の手続きに沿って取組を進めてまいります。ご当地ナンバーの実現については、地域の皆様の合意形成が必要となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご当地ナンバーの取組については南信州広域連合のホームページ
 【<https://minami.nagano.jp/>（右記QRコード）】もご覧ください。



阿南警察署からのお知らせ

◎電話でお金詐欺(特殊詐欺)の被害状況(令和4年9月末・暫定値)

被害件数 135件(前年同月比+23件)

被害額 3億9,574万円(同+1億8,381万円)
(被害額1万円未満切り捨て)

被害件数・額ともに大幅増加！
電話でお金のお話が出たら…サギです。

○自宅の電話機にひと工夫！

在宅時も留守番電話設定、迷惑電話対策サービス・防犯機能付電話機の活用

○お金の話がでたら、まず相談！

家族、最寄りの警察署又は相談窓口(#9110)へ相談

【電話でお金詐欺って?】

名称自体から被害防止を想起できるようにするため、本年4月1日から長野県警において、「特殊詐欺」に代わる広報啓発用の名称として「電話でお金詐欺」を使用しています。「電話でお金詐欺」はオレオレ詐欺や還付金詐欺等、被害者に電話をかける等して対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいいます。

飯田税務署より

「所得税青色申告決算説明会等」の開催についてお知らせ

飯田税務署では、具体的な決算の仕方や、青色申告決算書、収支内訳書及び消費税申告の作成等について説明会を開催します。

○事業所得又は不動産所得を有する青色申告者

令和4年12月1日(木) 14:00~16:00 平谷村合同庁舎3階

令和4年12月6日(火) 14:00~16:00 阿南町商工会館2階

令和4年12月7日(水) 14:00~16:00 下條村商工会館2階

○農業所得を有する青色申告者

令和4年12月5日(月) 10:00~12:00 JAみなみ信州本所1階 みなみちゃんホール

令和4年12月6日(火) 10:00~12:00 JAみなみ信州下条支所

○白色事業所得者等

令和4年12月12日(月) 14:00~16:00 飯田商工会館1階 商店街交流ホール

令和4年12月13日(火) 10:00~12:00 飯田商工会館1階 商店街交流ホール

○消費税課税事業者等

令和4年12月13日(火) 14:00~16:00 飯田商工会館1階 商店街交流ホール

留意事項

- 1 各会場定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
- 2 お問い合わせは飯田税務署まで。開催会場へ直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※紙面の都合上近隣の開催会場のみ掲載しておりますのでご了承ください

飯田税務署からインボイス制度の説明会のお知らせ

インボイス制度や制度に対応するための補助金 及び登録申請手続きにご不明点のある事業者の方へ

インボイス制度の概要を説明したのち、インボイス制度に対応するための「補助金」についても、ご説明します！

インボイス発行事業者の登録申請の手続きを説明したのち、登録申請手続きのお手伝いをいたします。

※スマートフォン（対応機種）とマイナンバーカードで申請が可能です。

- ◆開催日 令和4年11月21日（月）・22日（火）・24日（木）・25日（金）
- ◆各 日 午前10時～11時30分・午後1時30分～3時 の2回
- ◆各 回 20名 事前予約制 ◆予約先 0265-22-1167 個人課税第一部門

消費税を申告している（又は申告したことのある）方で インボイス制度にご不明点のある個人事業者・法人の方へ

消費税を申告したことがあるものの、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みを知りたい方向けに説明会を開催しています。

- ◆開催日 令和4年11月18日（金）及び令和4年12月16日（金）の2回
- ◆各 日 午前9時30分～10時30分・午後2時～3時 の2回
- ◆各 回 20名 事前登録制 ◆予約先 0265-22-1742 法人課税第一部門

消費税の申告をしたことのない個人事業者・法人の方へ

今まで消費税申告をしておらず消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けに説明会を開催しています。

また、インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。

- ◆開催日 令和4年11月16日（水）及び令和4年12月20日（火）
- ◆各 日 午前9時30分～10時30分・午後1時30分～2時30分の2回
- ◆各 回 20名 事前登録制 ◆予約先 0265-22-1167 個人課税第一部門

開催場所は、いずれも飯田税務署2階会議室 飯田市高羽町6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎 です。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝を除く）

インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。 【特設サイトへ】➔



**飯田・下伊那地域の事業主さん
共済会に加入しませんか!**

加入事業所募集中 乙加入は
事業所単位2名以上
新規加入事業所には「入会お礼クオカード(3,000円～10,000円)」を進呈!!

**毎日を健康で楽しく働くための
お手伝いをします!!**

1,500事業所
14,000人余に加入
頂いています

ひとり 入会金200円・月会費300円 (負担金 年1回300円)
(事業主負担の場合、税法上、損金等として処理できます)

〔主なサービス内容〕

- 慶弔給付：結婚・出生・小中学校入学祝金、見舞金等
- 健康増進：人間ドック等受診料一部助成
インフルエンザ予防接種助成金等
- 自己啓発：各種講座受講料、資格取得受験料助成金等
- 余暇活動：推奨ツアー、スポーツ観戦等助成金
- その他：チケット・各種カード特別価格斡旋
指定割引店舗・施設利用の優待特典

一般財団法人
飯田勤労者共済会 TEL.0265-52-6566
FAX.0265-52-0155

〒395-0024 飯田市東栄町3108番地1
飯田勤労者福祉センター1階
ホームページ <https://lida-kyosai.zenpuku.or.jp/>
E-mail: i-kinkyoo@mis.janis.or.jp

飯田勤労者共済会 **検索**

うるぎダイアリー



売木小中学校の文化祭「白樺祭」が2日間を通して開催されました。校内音楽会や学習発表会等が行われ、これまで練習してきた成果が披露されました。

白樺祭

9月30日、10月1日



新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小し、3年ぶりに開催されました。前日の大雨で心配されましたが、小中学校と合同で実施することができました。子供から大人まで村民全体で競い合い交流を深めました。

うるぎ大運動会

9月10日



お年寄りの皆さんが、心身ともにさらにお元気で過ごしていただくために、阿南消防署の職員の方や運動指導士の宮下泰広氏を招いて講演を行っていただきました。

敬老会

10月22日



本年度はハーフマラソンの部のみで開催されました。県内外から多くの方が参加されました。

うるぎトライアルRUN

10月9日

知って安心!見て対策!「ライポくん安心メール」

「ライポくん安心メール」とは?

県内で発生している犯罪や、防犯に役立つ情報などを長野県警察で配信しているメールサービスです。*詳しくは長野県警のHPで確認してください。



登録は簡単!

こちらのQRコードを読み込んでください。

読み込めない場合はこちらのメールアドレスを入力して空メールを送信!

[raipo667001@yb74.asp.cuenote.jp]

メールが届かない場合は【@police.pref.nagano.lg.jp】を受信できるように設定してね!



長野県警察シンボルマスコット

長野県警察